

2014 事業年度の法人地方所得税の申告および納付に関するご案内

2014年12月5日

1. 法人税に対する地方所得税(旧、住民税)の申告・納付方法の変更

(1) 概要

地方税法の改正(法律第 12153 号、2014 年 1 月 1 日)により、改正前には法人税に対する付加税方式であった地方所得税が独立税方式に転換されました。

法人の場合、改正前には法人税総負担税額の 10%を地方所得税として「地方所得税(法人税分)申告書」を作成して申告・納付しました。しかし、2014 年 1 月 1 日以後に開始される事業年度に対する法人地方所得税は独立税方式で、地方所得税の課税標準、税率、税額控除、および税額減免などの規定を別途に定めており、新設された申告書式を作成して申告・納付しなければなりません。

(2) 主要内容

区分	内容
課税標準	法人税法上の課税標準と同一 (地方税法第 103 条の 19)
税率	2 億ウォン以下：課税標準の 1% 2 億ウォン超過 200 億ウォン以下：2 百万ウォン+(2 億ウォン超過分の 2%) 200 億ウォン超過：3 億 9800 万ウォン+(200 億ウォン超過分の 2.2%) (地方税法第 103 条の 20)
税額控除および 税額減免	法人地方所得税の税額控除および税額減免に関する事項は、「地方税特例制限法」で定めるものとするが、現行の地方税特例制限法では税額減免および税額控除に対して、その適用対象を個人地方所得税と限定している。それゆえ、現行法では法人地方所得税に対する税額減免および税額控除の適用を受けることができない状況である。(地方税法第 103 条の 22)
申告および納付	各事業年度の終了日が属する月の末日から 4 ヶ月以内 (地方税法第 103 条の 23 第 1 項)
提出書類	- 財務状態表、包括損益計算書、および利益剰余金処分計算書 - 税務調整計算書(法人地方所得税の課税標準および税額調整計算書) - その他、大統領令で定める書類 (地方税法第 103 条の 23 第 2 項)
最初の適用時期	改正法律の施行日(2014 年 1 月 1 日)以後、最初に課税期間が開始されて納税義務が成立する分から適用する。 (法律第 12153 号、付則第 2 条)

2. 内国法人の源泉徴収対象所得に対する地方所得税の特別徴収制度の導入

改正前には、所得者が外国法人である場合に限り、法人に源泉徴収対象所得を支給する場合に地方所得税を特別徴収しました。しかし、2015年1月1日以後から内国法人に利子所得などの源泉徴収対象所得を支給するときは、法人税だけでなく地方所得税も共に特別徴収しなければなりません。特別徴収した地方所得税は、その徴収日が属する月の翌月10日までに管轄地方自治団体に納付しなければなりません。

もし、現行のとおり、法人税だけを源泉徴収納付し、地方所得税を特別(源泉)徴収納付しない場合には、加算税を負担しなければならない不利益がありますので、ご注意ください。

3. 関連書式の新設

地方税法改正の後続措置として地方所得税の申告および納付に必要な書式に対する施行規則が発表されました(安全行政部令第88号、2014年8月8日)。

法人地方所得税に関連して新設された書式は次のとおりです。

区分	書式番号	書式名
主要書式	第43号 書式	法人地方所得税の課税標準および税額申告書
	第43号の2 書式	法人地方所得税の課税標準および税額調整計算書
	第43号の7 書式	法人地方所得税の按分申告書
	第43号の8 書式	法人地方所得税の納付書兼領収証
その他の書式	第43号の3 書式	控除(減免)税額および追加納付税額合計表
	第43号の4 書式	法人地方所得税の加算税額計算書
	第43号の5 書式	法人地方所得税の特別徴収税額明細書(甲)(乙)
	第43号の9 書式	遡及控除の法人地方所得税額の還付申請書
	その他多数	その他多数

- 以上 -